家畜伝染病予防費負担金交付要綱

（通則）

第１　家畜伝染病予防費負担金（以下「負担金」という。）の交付については、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２　負担金は、法の適正かつ円滑な執行を目的とする。

（負担の対象及び負担率）

第３　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県が法を執行するために必要な費用のうち、次に掲げるもの（以下「負担対象費用」という。）について、負担金を交付する。

（１）　法第 60 条第１項第１号の家畜防疫員の旅費
（２）　法第 60 条第１項第２号の評価人の手当及び旅費
（３）　法第 60 条第１項第３号の雇い入れた獣医師に対する手当
（４）　法第 60 条第１項第４号の牛疫予防液の購入費又は製造費
（５）　法第 60 条第１項第５号の動物用生物学的製剤の購入費又は製造費
（６）　法第 60 条第１項第６号の動物用生物学的製剤の購入費又は製造費
（７）　法第 60 条第１項第７号の大臣の指定する薬品の購入費
（８）　法第 60 条第１項第８号の検査、注射薬浴又は投薬に要した費用
（９）　法第 60 条第１項第９号の大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料
（10）　法第 60 条第１項第 10 号の大臣の指定する消毒に要した費用
（11）　法第 60 条第１項第 11 号の大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用
（12）　法第 60 条第２項の家畜等に係る売上げの減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に要する費用の増加額のうち都道府県が交付した額

（流用の禁止）

第４　第３各号に掲げる負担対象費用の区分ごとに配分された額については、配分された区分を超えて流用をしてはならない。

（申請手続）

第５　交付規則第２条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、第３第１号、第３号、第７号及び第９号に掲げる費用にあっては別記様式第１号、第３第２号、第４号から第６号まで、第８号、第 10 号及び第 11 号に掲げる費用にあっては別記様式第２号、

第３第 12 号に掲げる費用にあっては別記様式第３号による交付申請書のとおりとし、都道府県知事は、第３第１号、第３号、第７号及び第９号に係る費用にあっては当該年度の事業計画に基づき、第３第２号、第４号から第６号まで、第８号及び第 10 号から第 12 号までに掲げる費用にあっては当該年度の事業実績に基づき、交付申請書をそれぞれ作成し、大臣に提出しなければならない。

（交付申請書の提出期限）

第６　交付規則第２条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、次のとおりとする。

（１）　第３第１号、第３号、第７号及び第９号に掲げる費用に係る負担金の交付の申請については、消費・安全局長が別に通知する日までの時期

（２）　第３第２号、第４号から第６号まで、第８号及び第 10 号から第 12 号までに掲げる費用に係る負担金の交付の申請については、当該年度の３月 31 日までの時期

（交付決定の通知）

第７　大臣は、第５の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、負担金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

２　第５の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、１月とする。

（計画変更の承認）

第８　都道府県知事は、第３第１号、第３号、第７号及び第９号に掲げる費用に係る負担金の交付の対象となる事業（以下「負担対象事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第４号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）　当該負担対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、第９に規定する軽微な変更を除き、負担金額の増額を伴う変更を含む。

（２）　当該負担対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第９に規定する軽微な変更を除く。

２　大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第９　第３第１号、第３号、第７号及び第９号に掲げる費用に係る負担対象事業についての交付規則第３条第１号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次の表の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

区　分	軽微な変更	
	経費の配分の変更	事業の内容の変更

第３第１号に掲げる費用	旅費の配分額の 30%を超えない減	旅費の配分ごとに対応する延人員の 30%を超えない増減
第３第３号に掲げる費用	手当の配分額の 30%を超えない減	手当に係る延人員数の 30%を超えない減
第３第７号に掲げる費用	薬品の購入費の配分額の 30%を超えない減	薬品の購入費の配分ごとに対応する薬品の購入数量の増減、規格の変更及び薬品の使用目的を代替可能な他の薬品の購入
第３第９号に掲げる費用	衛生資材の購入又は賃借の配分額の 30%を超えない減	衛生資材の購入又は賃借に係る数量の増減

（状況報告）

第 10　都道府県知事は、第３第１号、第３号、第７号及び第９号に係る負担対象事業について、負担金の交付決定に係る年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第５号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の１月 31 日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第６号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

２　前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）

第 11　都道府県知事は、第３第１号、第３号、第７号及び第９号に掲げる費用に掛かる負担金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第６号の概算払請求書を大臣及び官署支出官（大臣官房予算課経理調査官）に提出しなければならない。

（実績報告）

第 12　第３第１号、第３号、第７号及び第９号に掲げる費用に係る負担対象事業ついて、交付規則第６条第１項の別に定める実績報告書は、別記様式第７号のとおりとし、都道府県知事は、翌年度の４月 10 日（負担金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の４月 20 日）までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（負担金の額の確定について）

第 13　大臣は、第 12 の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき負担金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

２　大臣は、都道府県知事に交付すべき負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金が交付されているときは、その超える部分の負担金の返還を命ずるものとする。

３　前項の負担金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（当該負担金の返還

のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（財産の管理等）

第 14　都道府県知事は、負担対象費用により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、負担対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、負担金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。ただし、消費・安全局長が定める手続に従い、承認を得たものについては、その限りではない。

2　消費・安全局長が定める手続に従い、承認を得て、取得財産を他の目的に転用した場合は、転用した取得財産と同等の機能を有する財産を速やかに補填し、補填した財産については、転用した取得財産に附された条件を承継するものとする。なお、転用した取得財産と同等の機能を有する財産の取得に要する費用については、負担金の負担対象外とする。

3　取得財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産処分の権限）

第 15　取得財産のうち、適正化法施行令第 13 条第４号の大臣が定める機械及び重要な器具は、１件当たりの取得価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2　適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第５条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3　都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ消費・安全局長の承認を受けなければならない。

4　前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（負担金の経理）

第 16　都道府県知事は、負担対象事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して負担対象事業の収入及び支出を記載し、負担金の使途を明らかにしておかなければならない。

2　都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

3　都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前２項に規定する帳簿等に加え、別記様式第８号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4　前３項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、

電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

別記様式第１号（第５関係）

○○年度　家畜伝染病予防費負担金交付申請書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　　殿

○○県（都道府）知事　氏　　名

○○年度において、下記のとおり家畜伝染病予防事業を実施したいので、家畜伝染病予防費負担金交付要綱第５の規定に基づき、家畜伝染病予防法第 60 条第１項第１号、第３号、第７号及び第９号に掲げる費用に係る家畜伝染病予防費負担金○○○円の交付を申請する。

記

１．本年度において重点的に実施する事業並びにその事業の目的及び実施方法

２．経費の配分及び負担区分

区　分	延人員又は数量	単価	家畜伝染病予防事業に要する経費（A＋B）	負担区分		備　考
				国庫負担金（A）	県（都道府）費（B）	
家畜防疫員旅費 寄生虫旅費 寄生虫旅費以外の旅費		円	円	円	円	
雇入獣医師手当		円	円	円	円	
薬品費 寄生虫薬品費 寄生虫薬品費以外の薬品費		円	円	円	円	
衛生資材費		円	円	円	円	
計			円	円	円	

（注）１．単価は、平均単価とし、端数が生ずる場合には、円未満を四捨五入したものとする。
２．薬品費の数量欄には、寄生虫薬品費及び寄生虫薬品費以外の薬品費ごとに、検査薬品、注射薬品、投薬薬品、薬浴薬品、消毒薬品、殺処分薬品及び感染防止薬品の別に薬品名及び数量（単位：本、箱等）を記載し、備考欄には、その薬品の１小分容量（単位：g、ml 等）を記載する。
なお、記載が相当量にわたる場合には、別紙とする。
３．衛生資材費の数量欄には、衛生資材名及び数量（単位：箱、個、台等）を記載し、備考欄には、その資材の包装単位（単位：着、本等）及び購入又は賃借の別を記載する。
なお、記載が相当量にわたる場合には、別紙とする。

３．事業実施計画

事業名		実施地域	実施予定頭羽（群）数		所要延人数				備考
事業区分	疾病区分		実頭羽（群）数	延頭羽（群）数	家畜防疫員	雇入獣医師	計	１人１日当たり平均実施頭羽（群）数	
寄生虫事業									
	小　計								
寄生虫事業以外の事業									
	小　計								
計									

（注）１．疾病区分欄には、検査、注射、投薬、薬浴、消毒、殺処分及び焼却又は埋却の別に疾病の種類ごとに記載する。

２．実施地域欄には、家畜保健衛生所ごとに記載する。

別記様式第２号（第５関係）

○○年度　家畜伝染病予防費負担金交付申請書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　　殿

○○県（都道府）知事　氏　　名

○○年度において、下記のとおり家畜伝染病予防事業を実施したので、家畜伝染病予防費負担金交付要綱第５の規定に基づき、家畜伝染病予防法第 60 条第１項第２号、第４号から第６号まで、第８号、第 10 号及び第 11 号に掲げる費用に係る家畜伝染病予防費負担金○○○円の交付を申請する。

記

１　経費の配分及び負担区分

区　分	家畜伝染病予防事業に要した経費（A＋B）	負担区分		備　考
		国庫負担金（A）	県（都道府）費（B）	
評価人手当及び評価人旅費	円	円	円	
動物用生物学的製剤購入費及び製造費 牛疫予防液 牛疫予防液以外の動物用生物学的製剤法第 31 条第 2 項に規定により使用する動物用生物学的製剤	円	円	円	
法第 31 条第 2 項の検査等に要した費用	円	円	円	
消毒費	円	円	円	
焼却費	円	円	円	
埋却費	円	円	円	
計	円	円	円	

２．評価人手当及び評価人旅費実績

番号	動物の種類又は物品名	評価月日	評価地	評価人			手当	旅費	計	備考
				資格	住所	氏名				
							円	円	円	
計							円	円	円	

（注）１．資格欄には、家畜伝染病予防法施行規則第 62 条による資格の区分を記載する。
　　２．備考欄には、旅費の内訳（日当及び運賃）を記載する。

３．動物用生物学的製剤購入費及び製造費実績
（１）動物用生物学的製剤購入費実績

１）牛疫予防液の購入実績

種　類	数　量	単　価	金　額	購入月日	製造所名	備　考
		円	円			
計			円			

２）牛疫予防液以外の動物用生物学的製剤の購入実績

種　類	数　量	単　価	金　額	購入月日	製造所名	備　考
		円	円			
計			円			

３）法第 31 条第 2 項に規定により使用する動物用生物学的製剤の購入実績

種　類	数　量	単　価	金　額	購入月日	製造所名	備　考
		円	円			
計			円			

（注）１．数量の単位は、本、箱等とする。
２．単価は、数量欄に記載した単位当たりの平均単価とし、端数が生ずる場合には、円未満を四捨五入したものとする。
３．備考欄は、その動物用生物学的製剤の１小分容量（単位：ml、アンプル数）を記載する。

（２）動物用生物学的製剤製造費実績

（期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）

種　類	製造番号	製造数量	合格数量	100ml 当たり製造単価	製造費	備　考
				円	円	
計					円	

（注）１．合格数量欄には、薬事法第 83 条第１項の規定により読み替えて適用される同法第 43 条第１項の検定に合格した数量（見本品の数量を除く。）を記載する。
２．備考欄には、製造番号ごとの合格年月日を記載する。

（３）動物用生物学的製剤製造費内訳表

（注）１．専任技術員（専ら製造に従事する地方費支弁の職員をいう。）の俸給及び諸手当、備品費（設備費を除く。）、動物費、飼料費、薬品費、培養基費、消耗機材費、包装費、光熱及び水料、修繕費、傭人料並びにその他製造に要した費用の明細を項目別に記載する。
２．備品現在高表（品名、数量、単価、金額及び購入年月日を記載する。）を添付する。

（４）動物用生物学的製剤使用実績

（期間：　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）

種類	受入数量			払出数量			残量	実施頭羽数		１頭羽当たり平均使用量	備考
	前回からの残量	購入量又は製造量	計	使用	廃棄	計		畜種	延頭羽数		

（注）１．受入数量、払出数量、残量及び１頭羽当たり平均使用量の単位は、ml 又は本（アンプル

数）とする。
２．廃棄がある場合には、備考欄にその理由を記載し、記載が相当量にわたる場合には、別紙とする。

４．法第 31 条第 2 項の検査等に要した費用

（１）法第 31 条第 2 項の検査等実績

事業区分	疾病名	動物の種類	頭羽数	実施日	費　用	備　考
					円	
計					円	

（注）１．事業区分欄には、検査、注射、薬浴又は投薬のいずれかを記載する。
２．備考欄には国費負担率（１／２又は全額）を記載する。

（２）法第 31 条第 2 項の検査等費用内訳表

（注）法第 31 条第 2 項の検査等に要した費用の明細を項目別に記載する。

５．消毒費実績

（１）消毒費実績

病　名	消毒設備の設置期間	所要額	備　考
	年　月　日～ 年　月　日	円	
計		円	

（注）消毒設備の設置期間欄には、一定の地域及び期間において発生した家畜伝染病について、初めて消毒設備を設置した日及び最後に消毒設備を撤去した日を記載する。

（２）消毒費内訳表

（注）臨時的に任用した者の人夫費、テント及び照明装置の賃借料、情報通信機器及び運送車両の賃借料並びに燃料費、消毒設備の設置費、消毒設備の設置に係る用地の賃借料並びにその他消毒に要した費用の明細を項目別に記載する。

６．焼却費及び埋却費実績

（１）焼却費実績

番　号	家畜の種類 又は物品名	病　名	汚染月日 焼却月日	所要額	備　考
				円	
計				円	

（注）１．殺処分家畜と死亡家畜とは、区分して記載すること。
２．番号は、家畜又は物品の種類別及び家畜伝染病別に毎年４月１日から翌年３月 31 日までの一連番号によって家畜又は物品各個に付すこと。
３．汚染月日は、家畜が患畜若しくは疑似患畜となった日又は指定家畜として指定された日とする。

（２）埋却費実績

番　号	家畜の種類	病　名	汚染月日	所要額	備　考

	又は物品名		焼却月日		
				円	
計				円	

（注）記載方法については、（１）に準ずること。

（３）焼却費及び埋却費内訳表

（注）臨時的に任用した者の人夫費、テント及び照明装置の賃借料、運搬具の購入費、掘削機械及び運送車両の賃借料並びに燃料費、焼却施設の使用料、埋却用シートの購入費、環境対策費並びにその他焼却及び埋却に要した費用の明細を項目別に記載する。

別記様式第３号（第５関係）

○○年度　家畜伝染病予防費負担金交付申請書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　　殿

○○県（都道府）知事　氏　　名

○○年度において、下記のとおり家畜伝染病予防事業を実施したので、家畜伝染病予防費負担金交付要綱第５の規定に基づき、家畜伝染病予防法第 60 条第２項に掲げる費用に係る家畜伝染病予防費負担金○○○円の交付を申請する。

記

１．家畜等助成費実績

（１）家畜等助成費実績

番　号	対象区分	対象経費	対象数量	助成額	備　考
				円	
計				円	

（注）１．番号は、助成の対象となった畜産農家別に毎年４月１日から翌年３月 31 日まで一連番号を付すこと。
２．対象区分とは、家畜等の種類の別をいう。
３．対象経費とは、家畜等の種類ごとに定められる助成の対象となる経費（売上げの減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に要する費用の増加額）の別をいう。
４．対象数量とは、助成の対象となる数量（kg、頭羽数等）をいう。

（２）家畜等助成費内訳表

（注）助成の対象となった畜産農家別に対象区分別及び対象経費別の助成額の明細を記載する。

別記様式第４号（第８関係）

○○年度　家畜伝染病予防事業変更承認申請書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　　殿

○○県（都道府）知事　氏　　名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって家畜伝染病予防費負担金の交付決定通知のあった家畜伝染病予防事業について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、その旨承認されたく、家畜伝染病予防費負担金交付要綱第８の規定に基づき申請する。

なお、経費の配分又は事業の内容の変更に併せて家畜伝染病予防費負担金の追加交付を申請する場合における申請書の様式については、別記様式第４号を次のとおり読み替えて準用して差し支えない。

（１）件名中「家畜伝染病予防事業変更承認申請書」とあるのは、「家畜伝染病予防事業の変更及び追加交付申請書」と読み替える。
（２）本文中「その旨承認されたく、」とあるのは、「その旨承認されるとともに、併せて家畜伝染病予防費負担金○○○円を追加交付されたく、」と読み替える。

［例］

○○年度　家畜伝染病予防事業の変更及び追加交付申請書

（中略）

○○年○月○日付け○○第○○号をもって家畜伝染病予防費負担金の交付決定通知のあった家畜伝染病予防事業について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、その旨承認されるとともに、併せて家畜伝染病予防費負担金○○○円を追加交付されたく、家畜伝染病予防費負担金交付要綱第 11 の規定に基づき申請する。

別紙

１．変更の理由

２．変更の内容

（家畜伝染病予防費負担金の交付の決定が通知された事業の内容及び経費の配分と変更後のそれらについて、変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書で上段に記載するなど、容易に比較対照することができるようにすること。また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合にのみ添付すること。）

３．収支予算

（１）収入の部

区　分	変更後予算額	変更前予算額	差引増減		備　考
			増	減	
国庫負担金	円	円	円	円	
県（都道府）費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

（２）支出の部

区　分	変更後予算額	変更後予算額	差引増減		備　考
			増	減	
家畜防疫員旅費 寄生虫旅費 寄生虫旅費以外の旅費	円	円	円	円	
雇入獣医師手当	円	円	円	円	
薬品費 寄生虫薬品費 寄生虫薬品費以外の薬品費	円	円	円	円	
衛生資材費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

別記様式第５号（第 10 関係）

○○年度　家畜伝染病予防費負担金遂行状況報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　　殿

○○県（都道府）知事　氏　　名

○○年○月○日付け○○第○○号をもって家畜伝染病予防費負担金の交付決定通知のあった事業について、家畜伝染病予防費負担金交付要綱第 10 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区　分	総事業費	事業の遂行状況				備　考
		○年○月○日までに完了したもの		○年○月○日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
家畜防疫員旅費 寄生虫旅費 寄生虫旅費以外の旅費	円	円	%	円		
雇入獣医師手当	円	円	%	円		
薬品費 寄生虫薬品費 寄生虫薬品費以外の薬品費	円	円	%	円		
衛生資材費	円	円	%	円		
計	円	円		円		

別記様式第６号（第 11 関係）

○○年度　家畜伝染病予防費負担金概算払請求書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　　殿
官署支出官
農林水産省大臣官房予算課経理調査官　　殿

○○県（都道府）知事　氏　　名

○○年○月○日付け○○第○○号で家畜伝染病予防費負担金の交付決定通知のあった事業について、家畜伝染病予防費負担金交付要綱第 11 の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金○○○円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、○○年○○月○○日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注）

記

区　分	補助事業に要する経費	国庫負担金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残　額 (A)-((B)+(C))		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	○月○日迄予定出来高	金額	○月○日迄予定出来高		
家畜防疫員旅費 寄生虫旅費 寄生虫旅費 以外の旅費	円	円	円	%	円	%	円	%		
雇入獣医師手当	円	円	円	%	円	%	円	%		
薬品費 寄生虫薬品費 寄生虫薬品費 以外の薬品費	円	円	円	%	円	%	円	%		
衛生資材費	円	円	円	%	円	%	円	%		
計	円	円	円		円		円			

（注）下線部は、家畜伝染病予防費負担金交付要綱第 10 第１項ただし書による場合のみ記載すること。

別記様式第７号（第 12 関係）

○○年度　家畜伝染病予防事業実績報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　　殿

○○県（都道府）知事　氏　　名

○○年○月○日付け○○第○○号（及び○○年○月○日付け○○第○○号）をもって家畜伝染病予防費負担金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い下記のとおり実施したので、家畜伝染病予防費負担金交付要綱第 12 の規定により、その実績を報告する。
（また、併せて精算額として家畜伝染病予防費負担金○○○円の交付を請求する。）

記

１．本年度において重点的に実施した事業並びにその事業の目的及び実施方法

２．事業の内容及び経費の配分
（記載内容は、別記様式第１号の記の２と同様とする。）

３．事業実施実績
（１）記載内容は、別記様式第１号の記の３と同様とする。
（２）所要延人員の家畜防疫員については、家畜保健衛生所以外の機関に所属する家畜防疫員を本事業に従事させた場合には、その所要内訳を備考欄に記載する。

４．旅費使用実績

会議等	区　分	人　数	単　価（円）	金　額（円）	会議等の名称	開催場所	備　考
管　内	会　議						
	事業打合せ						
	技術習得						
	小　計						
県（都道府）内	会　議						
	事業打合せ						

	技術習得						
	小　計						
県（都道府）外	会　議						
	事業打合せ						
	技術習得						
	小　計						
会議等合計	会　議						
	事業打合せ						
	技術習得						
その他	会議等以外						
合　計							

（注）１．会議等の名称は各会議、事業打合せ、技術習得（研修等）ごとに記載すること。
２．開催場所は市町村名まで記載すること（管内の場合は不要）。
３．宿泊を伴う場合、備考欄に日数を記載すること。

５．薬品使用実績

事業名			数　量	単　価	金　額	備　考
事業区分	疾病区分	品　名				
寄生虫事業				円	円	
	小　計				円	
寄生虫事業以外の事業				円	円	
	小　計				円	
計					円	

（注）１．疾病区分欄には、検査、注射、投薬、薬浴、消毒、殺処分及び感染防止の別に疾病の種類ごとに記載する。
２．数量欄の単位は、本、箱等とする。
３．単価欄には、数量欄に記載した単位当たりの単価を記載する。
４．備考欄には、１小分容量（単位：g、ml 等）を記載する。

６．衛生資材購入実績又は賃借実績

疾病区分	衛生資材名	数　量	単　価	金　額	備　考
			円	円	
計				円	

（注）１．疾病区分欄には、検査、注射、投薬、薬浴、消毒、殺処分及び焼却又は埋却の別に疾病の種類ごとに記載する。

２．数量欄の単位は、箱、個、台等とする。
３．単価欄には、数量欄に記載した単位当たりの単価を記載する。
４．備考欄には、包装単位（単位：着、本等）及び購入又は賃借の別を記載する。

7　収支精算

（1）収入の部

区　分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備　考
			増	減	
国庫負担金	円	円	円	円	
県（都道府）費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

（2）支出の部

区　分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備　考
			増	減	
家畜防疫員旅費 寄生虫旅費 寄生虫旅費以外の旅費	円	円	円	円	
雇入獣医師手当	円	円	円	円	
薬品費 寄生虫薬品費 寄生虫薬品費以外の薬品費	円	円	円	円	
衛生資材費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

別記様式第８号（第 16 関係）

財　産　管　理　台　帳

事業実施主体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

地区名　　地区				事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名										
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分 国庫補助金※1	都道府県費	市町村費	その他	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合　計																

（注）１　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
　　２　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
　　３　摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は家畜伝染病予防費負担金返還額を記入すること。
　　４　この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。